

氷見市専門家活用支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、氷見市補助金等交付規則（昭和44年氷見市規則第12号）第22条の規則に基づき、氷見市専門家活用支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和33年法律第154号）第2条第1項に規定する者をいう。ただし、次のいずれにも該当しない者であること。

ア 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業者（中小企業者以外の事業者をいう。以下この号において同じ。）に保有されている者

イ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業者に保有されている者

ウ 大企業者の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

(2) 主たる事業所の所在地 「法人税確定申告書別表第一」に記載された納税地、「所得税の青色申告決算書」又は「所得税の収支内訳書」に記載された事業所所在地をいう。

(3) 有資格者 法律に基づき特定の業務を専門的に実施することができる資格を有する者をいう。

(補助金の交付)

第3条 市長は、市内の中小企業者が国、富山県又は市が実施する物価高騰等への経済対策及び令和6年能登半島地震に係る支援制度を有効に活用できるよう、申請に要する書類の作成又は代理申請に関して、有資格者、氷見商工会議所又は金融機関に支払った費用等について、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助対象者等)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に主たる事業所の所在地を有する中小企業者
- (2) 市税を滞納していない者
- (3) 氷見市暴力団排除条例（平成24年氷見市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団でない者又は同条第2号に規定する暴力団員でない者又はそれらと密接な関係を有しない者

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次の各号のいずれかに該当する経費とする。

- (1) 国、富山県又は市が実施する物価高騰等への経済対策及び令和6年能登半島地震に係る支援制度に係る有資格者による申請書類作成又は申請手続の代理に要する経費(令和8年4月1日以降に有資格者、氷見商工会議所又は金融機関から請求書が発行されたものに限る。ただし、雇用調整助成金の申請に係る申請書類作成又は申請手続の代理に要する経費については除く。)
- (2) 事業継続計画、販売促進のための計画、経営改善計画等の策定に係る有資格者への報酬の支払いに要する経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、50千円を限度とする。ただし、前条第1号の経費については、同一の支援制度に係る1者あたりの申請は1回に限るものとし、同条第2号の経費については、1者あたりの申請は1回に限るものとする。

(交付申請及び実績報告)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「補助申請者」という。)は、補助金交付申請書及び実績報告書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものと

する。

- (1) 申請手続等内訳書（様式第2号）
 - (2) 誓約書兼市税納付状況確認同意書（様式第3号）
 - (3) 有資格者へ支払った報酬等の領収書の写し
 - (4) 第5条第1項に要する経費については、国、富山県又は氷見市の支援制度の交付決定書等の写し（補助金の額が分かるもの。）
 - (5) 第5条第2項に要する経費については、策定された計画等の写し（計画や支援の概要が分かるもの。）
- （交付決定及び額の確定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定するとともに額を確定し、当該補助申請者に通知するものとする。

（調査）

第9条 市長は、補助金に関し必要があると認めるときは、補助申請者に対し、関係帳簿等の提出を求めることができる。

（交付決定の取り消し等）

第10条 市長は、交付の決定を受けた者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

（細則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 氷見市補助金等申請支援事業補助金交付要綱（令和3年9月28日市長決裁）は廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。